

重 要 事 項 説 明

有 限 会 社 カ イ ゴ ー
説 明 者 _____

1 当社が提供するサービスについての相談窓口および担当者

- 電話番号 04-2940-5021
- 受付時間 月～土曜日 午前9時～午後6時
- 担 当 者 _____
- 緊 急 時 _____ (午後6時～午前9時・および休業日終日)

2 事業所の概要

- 事業所名 所沢介護支援サービス
- 介護保険事業所番号 1172500827
- 居宅サービス種類 居宅介護支援事業
- 管理者及び連絡先 管理者氏名
- 連絡先 04-2940-5021
- 通常のサービス提供地域 所沢市・入間市・狭山市
- 事業所の職員体制等

職 種	常 勤	非 常 勤
管 理 者	1名	
介護支援専門員	4名以上	
事 務 員		1名以上

○営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日
時 間	午前9時～午後6時
定 休 日	日曜日・12/30～1/3

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 認定結果の通知・・・市町村より送付されます
- ② 居宅介護サービス計画作成依頼・・・依頼したい事業者が市町村に提出
- ③ 課題分析（アセスメント）・・・ご自宅に訪問し、面接聞き取りして行います
- ④ 居宅介護サービス計画原案作成・・・確認前の仮の計画
- ⑤ サービス担当者会議・・・サービス提供機関との調整、情報交換
- ⑥ 契約者（介護者）による確認と同意・・・サービス内容の確認
- ⑦ 居宅介護サービス計画決定
- ⑧ 介護サービス提供開始

4 利用料金

○利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担は有りません。
※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の単位に10.42円を乗じた金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日担当市町村に提出すると、全額払戻が受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）	1086 単位（要介護 1, 2）
	1411 単位（要介護 3, 4, 5）
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位
初回加算	300 単位（初回時または要介護度が 2 以上上がった場合）
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位（入院した日のうちに当該病院等職員等に対し必要な情報を提供した場合） ※入院以前の情報は提供、営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位（入院した日の翌日又は翌々日に当該病院等職員等に対し必要な情報を提供した場合） ※営業時間終了後に入院した場合であって入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合はその翌日を含む
退院・退所加算Ⅰイ	450 単位（退院までに 1 回、病院職員等職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法で受け取りケアプランに反映させた場合）
退院・退所加算Ⅰロ	600 単位（退院までに 1 回、病院等職員から必要な情報をカンファレンスにより受け取りケアプランに反映させた場合）
退院・退所加算Ⅱイ	600 単位（Ⅰイにおける情報提供を 2 回以上受け取る）
退院・退所加算Ⅱロ	750 単位（Ⅱイにおける情報提供のうち 1 回以上はカンファレンスにより受け取る）
退院・退所加算Ⅲ	900 単位（Ⅰイにおける情報提供を 3 回以上受け、うち 1 回以上はカンファレンスにより受け取る）
緊急時居宅カンファレンス加算	200 単位（病院等と共同で居宅訪問し、サービス調整を行った場合）
通院時情報連携加算	50 単位（医師又は歯科医師の診察時に同席、医師又は歯科医師等から必要な情報を提供を受けた上でケアプランに記録した場合）月に一度を限度

○交通費

前記「2」のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が、通常のサービス提供地域を出た地点から、下記の通りが必要です。

- ・ 自動車 10Km 未満＝200 円 10Km 以上＝400 円
- ・ 電車等＝実費

○解約料

契約者はいつでもこの契約を解除できます。その際には解約料は一切かかりません。（第 12 条）

○その他の料金 当事業所をご利用にあたり上記以外料金はかかりません。

5 当社の居宅介護支援の特徴

○運営の方針

要介護認定を受けた利用者及び介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、介護に関する要望に対応した、各種の保健、医療、福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係機関との連絡調整の便宜を供与し、要介護高齢者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立支援の観点から援助を行い、同時に家族の生活の質の向上を図ることを目的とする。

○居宅介護支援の実施概要等

居宅介護支援の提供方法は、要介護認定を受けた利用者及び介護者等からの相談や各関連機関からの連絡を受けた場合、これらの者に対し電話、訪問等により要介護高齢者の実態を把握、介護に関する要望等の評価を行い、在宅介護での処遇のあり方についてのケアプランを作成し

契約者及び家族の了解を得た上でサービスの提供をはかります。

○サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）方法	有	カイゴー独自方式及び全社協 在宅版
介護支援専門員への研修実施	有	社内研修随時、所轄実施の研修参加
解約について	有	第12条参照

6 事故発生時の対応

○居宅介護支援の提供に当たって事故が発生した場合は以下の対応を行います。

- ・市町村、介護者へのすみやかな連絡と必要な措置を行います。
- ・事故の状況と事故に際し行った措置を記録します。
- ・事故が賠償を伴う場合は損害賠償を速やかに行います。

当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・商品名 介護保険・社会福祉事業者総合保険
- ・補償の概要 管理財物、事故対応、対人見舞費用補償等

7 サービス内容に関する相談、苦情

○当事業所のお客さま相談窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、要望、苦情および居宅サービス計画に基づいて、提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

- ・電話番号 04-2940-5021
- ・受付時間 月～土曜日 午前9時～午後6時
- ・担当者 管理

○その他 当事業所以外に市町村等の相談、苦情窓口等に相談、苦情を伝えることができます。

- ・市町村 ○所沢市 介護保険課 04-2998-9420 月～金曜日8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
入間市 介護保険課 04-2964-1111 月～金曜日8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
狭山市 長寿安心課 04-2953-1111 月～金曜日8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情専用窓口 048-824-2568
月～金曜日 8:30～12:00、13:00～17:00（祝日、年末年始除く）

8 当社の概要

○名 称 有限会社 カイゴー

○代表者名 代表取締役 小林 健太

○本社所在地及び電話 埼玉県所沢市小手指町2-13-8

電 話 04-2940-5021

FAX 04-2940-5022

○業務の概要 介護保険法に基づく

居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所